

とがあります。その場合は、記帳された内容とも異なることになり、記帳義務違反ともなりかねませんので、搬出時の貨物確認と記帳には十分な注意が必要です。

### この保税非違を、あなたは どうやって防ぐ？ ②

#### てっきり自分の現場宛ての貨物だと思い込んで……

当社のH保税蔵置場は、大きな埠頭内にある自社の3か所の蔵置場のうちのひとつです。この3つの蔵置場は、住所と名称が似かよっていますが、それぞれ許可を受けた時が異なるので、別々の保税蔵置場として運営されています。このため、当蔵置場の搬入担当者は、到着した貨物の保税運送承認情報の運送先をきちんと確認するよう常日頃から指示を受けていました。ところが、本日、この担当者は、自身の現場への貨物だと思い込んで、間違えて運送されてきた別の蔵置場宛ての貨物を搬入処理してしまいました。

後で聞くと、当日はいつもにも増して忙しかったとのことですが、どうやらその日の朝たまたま夫婦喧嘩をしたらしく、そのことが気にかかっている、仕事に集中していなかったようです。

## 2. 貨物の取扱い

### (1) 貨物の取扱制度の概要

指定保税地域及び保税蔵置場は、外国貨物の荷捌き（積卸し、運搬又は一時蔵置）をすることができる場所として設置されるものですが、輸入者等の利便に供するため、蔵置中の貨物に対して、①内容の点検、改装、仕分けその他の手入れ（以下、「許可不要の取扱い」と）、②見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為（以下、「許可を要する取扱い」）を行うことが認められています。

このうち、許可不要の取扱いにあつては、倉主等はその実施後に、システム貨物の場合は「貨物取扱登録（内容点検、改装・仕分け）」業務を行い、マニュアル貨物の場合は「保税台帳」等に記帳します。

システム貨物について、倉主や通関業者が「貨物取扱登録（内容点検、改装・仕分け）」業務を行った場合は、NACCSへの実施結果の登録を行います。

許可を要する取扱いの場合は、後述のとおり、事前に税関長の許可を得て行うものですので、注意が必要です。

### 《関税法》

#### （貨物の取扱い）

**第40条** 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、（中略）貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができる。

2 指定保税地域においては、（中略）外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

（以下省略）

（指定保税地域についての規定の準用）

**第49条** 第40条（指定保税地域における貨物の取扱い）の規定は、保税蔵置場について準用する。

### (2) 貨物の取扱いの具体的な内容

指定保税地域及び保税蔵置場で行うことができる「貨物の取扱い」の具体的な内容は、表2のとおりです。

表2：貨物の取扱いの具体的な内容

貨物の取扱い	具体的な内容
内容の点検	貨物を開被して、内容物の品質・数量・機能を点検
改装・仕分け	① 包装を改める ② 貨物を記号別、番号別等に分類、選別
その他の手入れ	① 貨物の記号・番号を刷換え ② 貨物の現状を維持するために洗浄等 ③ 原産地誤認表示を抹消等
見本の展示	蔵置貨物の一部を取引先等の閲覧に供する
簡単な加工	貨物の性質性能、形状などに変更を加える程度に加工
その他これらに類する行為	① 輸出貨物の破損部分と同種の完全品を交換等 ② 輸出してはならない貨物の商標を抹消 ③ 注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供する

### (3) 貨物の取扱いに関する許可申請手続

指定保税地域又は保税蔵置場において、許可を要する取扱い（簡単な加工等）を行うに当たって、システム貨物の場合は「貨物取扱許可申請」業務をもって、マニュアル貨物の場合も、「貨物取扱い許可申請書」（C-3110）[p.284]を税関に提出して、事前に許可を受けます。